福島県双葉郡浪江町大字西台字舘三	山林
福島県双葉郡浪江町大字西台字舘七	山林
福島県双葉郡浪江町大字西台字舘三十三	山林

二　土壌等の除染等の措置の内容

前号に掲げる土地について実施する土壌等の除染等の措置の内容は、次の表の各号上欄に掲げる土地等の種類ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるものとする。

土地等	土壌等の除染等の措置の内容
一　宅地等	イ　屋根　堆積物の除去及び拭き取り又はブラシ洗浄 ロ　外壁　拭き取り又はブラシ洗浄 ハ　軒どい　堆積物の除去及び拭き取り ニ　竪どい　高圧水洗浄 ホ　庭等の土壌　除草、堆積物の除去又は表土の除去及び被覆 ヘ　庭木等の樹木　除草、枝打ち又は樹木の根本付近の表土の除去及び被覆 ト　芝地　除草、芝刈り又は芝の深刈り若しくは剥ぎ取り及び張り替え チ　砂利又は砕石　除草又は除去及び被覆 リ　庭等の舗装面　堆積物の除去、ブラシ洗浄若しくは高圧水洗浄又は削り取り
二　田	除草、反転耕若しくは深耕又は表土の削り取り及び被覆
三　畑	イ　果樹等の樹木　除草、枝打ち又は樹木の根本付近の表土の除去及び被覆 ロ　果樹等の樹木以外　除草、反転耕若しくは深耕又は表土の削り取り及び被覆
四　山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置又は常緑針葉樹の枝打ち
五　原野	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置又は常緑針葉樹の枝打ち

三　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称	連絡先
環境大臣	福島県福島市栄町十一―二十五　ＡＸＣビル六階　環境省東北地方環境事務所 福島環境再生事務所除染対策第一課 電話番号　〇二四（五七三）七三三〇

四　土壌等の除染等の措置の実施予定月　平成二十七年四月

五　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表下欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（次号において「法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第三号の表の上欄に掲げる者に対し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第四十条に定めるところにより、当該土壌等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。

六　法第三十条第六項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、関係人から当該土壌等の除染等の措置について異議があるとの前号の意見書の提出がなかったときは、当該土壌等の除染等の措置を実施することについて法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第４９６７号

大阪市城東区今福東３丁目15番29―501号
債務者　今井　眞弓

1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５５号

沖縄県那覇市松川３丁目12番44号　ハピネス松川Ｉ101
債務者　上原　　清

1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川田浩一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月５日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３３７号

沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平1417番地１　めぐんＨＩＹＡＮＥ201号
債務者　喜屋武町子

1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　尚子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１２１５号

さいたま市浦和区常盤３丁目14番19―401号、旧住所さいたま市浦和区領家５丁目１番10号105
債務者　松本　寿野

1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　啓高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５５号

京都府与謝郡与謝野町字四辻1045番地
債務者　加畑　輝行

1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤居　弘之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第１９１５号

名古屋市天白区鴻の巣１丁目216番地　鴻ノ巣ヒルズ１Ｄ号
債務者　髙橋　　貞

1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月12日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部